

VI 参 考 资 料

資料 1

水保全行政の沿革

(1) 都市宣言

①都市宣言に至る経緯

熊本市は、古くから清れつな地下水に恵まれ、上水道の全量を地下水で賄うとともに、工業や農業など多種多様な用途に地下水が利用されてきました。しかし、生活水準の向上や産業経済の発展等に伴い、地下水の需要は年々増加し、湧水量が減少する等の地下水障害が一部の地域で生じ始めました。

このような状況から、昭和48年度から49年度の2カ年にわたって、市と県の共同により「熊本市及び周辺地域地下水調査」(水資源研究会；会長山本莊毅)が実施され、阿蘇西麓600km²の範囲(当時20市町村)で、地下水の利用可能性とその流動機構並びにかん養について検討が行われました。

その結果、この地域では地下水流出量(地下水採取量、湧水量、海や他の地下水区への流出量)がかん養を上回っていることが報告されました。

さらに、昭和50年には日本住宅公団九州支社が水道局の健康水源地に隣接する約3.2haの土地に、高層分譲住宅団地の建設を計画しました。そのため、水源地に影響を与えるとして、建設予定地周辺の市民の反対運動が展開され、熊本市でも所要の調査を実施しました。

以上のような諸調査や問題等に起因して、地下水に対する市民の関心が次第に高まり、昭和51年3月22日、市議会で“限りある地下水を永久に保全し、後世まで守り伝える”旨の「地下水保全都市宣言」が決議されました。

②都市宣言

地下水保全都市宣言

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清らかな地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめめぐる枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和51年3月 熊本市議会

③地下水保全条例

この宣言に対応するために、昭和51年5月に、地下水に関する関係課長をメンバーとした「地下水保全対策研究会」が庁内に発足し、検討を重ねた結果、昭和52年9月に飲料水その他市民生活に必要な水の確保を図ることを目的とした「市地下水保全条例」の制定に至りました。

(2) 行政の経過

①組織の変遷

年 月	主 な 事 項
S52年 5月	水道局総務部に「地下水保全対策室」を設置
58年 4月	保健衛生局に環境部が新設され、「水資源対策室」として改称移管
61年 9月 10月	「市地下水保全対策協議会」を設置 「熊本地域地下水保全対策会議」を設置(県・本市を含む16市町村)
62年 4月 8月	企画広報部に「水資源対策プロジェクト」を設置 「水資源対策室」を「水資源保全課」に改称 「市水問題推進懇談会」を設置
63年 4月	企画広報部へ「水資源対策室」として改称移管
H元年 7月	「熊本の水を良くするボランティア協議会」が設置される。(21団体)
2年 1月	保健衛生局へ「地下水保全対策室」として改称移管
	「地下水保全対策事業推進本部」を設置
3年 3月	「(財)熊本地下水基金」を設立
4年 4月	新設された環境保全局に「地下水保全部」が新設され 「保全第一課」「保全第二課」の2課制となる。
8年 4月	「保全第一課」「保全第二課」を統合して「地下水保全課」となる。
10年 4月	「地下水保全課」を「水保全課」に改称、改組織
10年 5月	「地下水保全対策事業推進本部」を廃止
11年 4月	改組織(農薬施肥課林務の一部)移管、係新設及び改称
24年 4月	部制廃止により、環境局水保全課となる

②条例等の整備

年 月	主 な 事 項
S51年 3月	「地下水保全都市宣言」を市議会で決議
52年 9月	「地下水保全条例」を制定
54年 6月 8月	「地下水保全条例」を改正 「水量測定器等設置補助交付規則」を施行
61年 9月	「地下水保全対策協議会設置要綱」を施行
H2年 1月 2月	「地下水保全対策事業推進本部規程」を施行 「まちかど親水計画」策定
3年 3月	「地下水保全条例」を改正
5年 2月	「ビニールハウス雨水浸透施設設置補助金交付要綱」を施行
9年 1月 7月	「地下水採取量等公表要綱」を施行 不用浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱」を施行
10年 5月	「地下水保全対策事業推進本部規程」を廃止
16年 3月	「熊本市地下水保全プラン」を策定
19年 12月	「地下水保全条例」を改正
21年 3月	「熊本市地下水保全プラン」を策定 「地下水保全条例」を改正

21年 9月	「土壌汚染対策法に基づく許可手数料条例」を制定
25年 3月	「地下水保全条例」を改正

③広報啓発の年表

年 月	主 な 事 項
S61年 8月	都市宣言10周年記念シンポジウム（基調講演：大山のぶよ） 「熊本の地下水」パンフレット作成
62年10月	アンケート調査（対象は市政モニター）
63年 7月 6月	啓発ビデオを製作 ウォーターフェア
H元年 6月 8月	小学生書道コンテスト 「高遊原地下浸透ダム」パンフレットを作成 ウォーターフェア 「熊本の地下水」パンフレット改訂
2年 6月 8月	水資源国際会議 中学生水のポスターコンクール ウォーターフェア
11月	「まちかど親水計画」パンフレット作成（県・市共同） 講演会（対象は市職員） 親と子の水の旅
3年 6月 8月 11月	中学生水のポスターコンクール ウォーターフェア 親と子の水の旅
4年 2月 6月 8月	講演会（対象は市及び周辺15市町村職員） 中学生水のポスターコンクール 水のフェスティバル 親と子の水の旅
5年 5月 6月 8月 9月	節水キャンペーンマーク・キッズチャップリンズ募集 中学生水のポスターコンクール 水のフェスティバル 親と子の水の旅 水の講演会
6年 3月 6月 8月	節水ハンドブック作成 節水シール作成 中学生水のポスターコンクール 水のフェスティバル 親と子の水の旅 水の講演会
7年 6月 7月 8月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間を新設（7～8月） 親と子の水の旅 水の講演会
8年 3月 6月 7月 8月 11月	「熊本の地下水」パンフレット改訂 中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8月） 水の講演会 親と子の水の旅 都市宣言20周年記念式典

9年 6月 7月 8月 8～12月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8月） 水の講演会 親と子の水の旅 節水コンクール（県及び16市町村）
10年 6月 7月 8月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8月） 水の講演会 親と子の水の旅
11年 6月 7月 8月 11月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8月） 親と子の水の旅 節水コンクール（県及び16市町村）（11～12月）
12年 6月 7月 8月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8月） 親と子の水の旅
13年 6月 7月 8月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8月） 親と子の水の旅
14年 6月 7月 8月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8月） 親と子の水の旅
15年 6月 7月	中学生水のポスターコンクール 節水キャンペーン強化月間（7～8月）
16年 6月 7月 12月	中学生水のポスターコンクール 節水推進パートナーシップ会議（17年1月まで計8回開催） 節水キャンペーン強化月間（7～8月） 節水広告電車（7～3月） くまもと水の未来シンポジウム
17年 1月 4月 6月 7月	「くまもと湧く湧く節水行動計画」提案 節水推進パートナーシップ会議（17年11月まで計6回開催） 「わくわく節水倶楽部」設置 中学生水のポスターコンクール 節水社会実験広報開始式 プレ節水社会実験 節水社会実験 節水パレード
18年 4月 6月 7月 7・8月	節水キャンペーン強化月間（7～8月） 節水推進パートナーシップ会議（18年12月まで計6回開催） 中学生水のポスターコンクール 節水社会実験 節水キャンペーン強化月間
19年 4月 6月 7月	節水推進パートナーシップ会議（19年12月まで計6回開催） 中学生水のポスターコンクール 節水社会実験 わくわく節水キャンペーン（7～10月）

年 月	主 な 事 項
20年 4月	節水推進パートナーシップ会議 (20年12月まで計6回開催)
6月	第10回日本水大賞「アフリ」受賞 中学生水のポスターコンクール 平成の名水百選に水前寺江津湖湧水群と金峰山湧水群認定
7月	節水強化月間 (7～9月) わくわく節水キャンペーン (7～10月)
21年 5月	節水推進パートナーシップ会議 (22年1月まで計6回開催)
6月	中学生水のポスターコンクール
7月	節水パレード 節水強化月間 (7～9月) わくわく節水キャンペーン (7～10月)
22年 5月	節水推進パートナーシップ会議 (23年3月まで計5回開催)
6月	節水強化月間及びびくまもと「水」検定オープンニングイベント
7月	節水強化月間 (7～9月) わくわく節水キャンペーン (7～10月)
23年 7月	「夏季の節水重点期間」オープンニングパレード
7月	地下水学習バスツアー (24年1月まで計5回開催) 夏季の節水重点期間 (7～8月) わくわく節水キャンペーン (7～10月)
24年 1月	わくわく節水キャンペーン (7～10月)
7月	熊本の水を守るシンポジウム 「夏季の節水重点期間」オープンニングパレード 夏季の節水重点期間 (7～8月) わくわく節水キャンペーン (7～10月)
11月	地下水学習バスツアー (25年2月まで計5回開催)
25年 6月	「夏季の節水重点期間」オープンニングパレード
7月	夏季の節水重点期間 (7～8月) わくわく節水キャンペーン (7～10月) 水のキャッチフレーズコンクール (7～12月)
9月	地下水学習バスツアー (25年12月まで計3回開催)
26年 6月	「夏季の節水重点期間」オープンニングパレード
7月	夏季の節水重点期間 (～8月) わくわく節水キャンペーン (～10月)
8月	地下水学習バスツアー (一般向け：27年3月まで計5回開催)
9月	地下水学習バスツアー (報道・観光業者向け)

④水量保全の年表

年 月	主 な 事 項
S48年	市及び周辺地域の地下水調査 (県・市共同、S48～S49)
55年 9月	市上水道研究会が地下水調査報告書を提出
58年	河川水位の観測を開始 (加勢、画図、秋津橋、八景水谷)
59年	熊本地域の地下水調査 (県・市共同、S59～S60)
61年 8月	地下水水位観測井を初めて設置 (水前寺) 地下水利用実態調査 (S61～S62)

62年 8月	水問題推進懇談会を設置 (平成3年2月の第21回まで開催)
63年 7月	畑面雨水浸透試験 (県・市共同)
63年 7月	家庭用水、都市活動用水使用合理化調査 (アンケート調査、実態調査) 熊本地域工業用水の使用合理化指導事業 (S63～H4)
H元年 1月	ビニールハウス圃場雨水浸透モデル実験 (県・市共同、H元～H3)
4月	家庭用水合理化指導に着手 (節水モデル地区、節水教室推進校) 都市活動用水の使用合理化調査 (県・市共同) 水源かん養林造成事業に着手
2年 9月	地下水かん養池モデル実験池を築造 (県・市共同) 長期水需給予測調査 (H2～H3)
3年	四町合併に伴う井戸実態調査
4年 3月	水問題推進懇談会を終了 (第21回) 「地下水保全のための提言」を市長へ提出 ビニールハウス雨水浸透施設モデル施設を設置 (北部町大鳥居) 熊本地域土地利用現況図を作成 (県・市共同)
5年 2月	ビニールハウス雨水浸透施設の補助事業開始
3月	都市活動用水合理化パンフレットを作成 (県・市共同) 下水処理水循環・雨水利用調査 第二次熊本地域工業用水の使用合理化指導事業 (県・市共同、H5～H6) 熊本地域地下水総合調査 (県・市共同、H5～H6)
6年 10月	地下水情報板を設置
7年 3月	熊本地域地下水総合調査報告書作成 (県・市共同)
7月	雨水利用システム設計指針を作成
9月	熊本地域地下水かん養対策推進事業 (県・市共同)
10月	都市活動用水の使用合理化指導対象事業所の説明会 都市活動用水合理化指導事業開始 (H12まで実施)
8年 3月	熊本地域地下水総合保全管理計画策定検討委員会を設置
11月	熊本地域地下水総合保全管理計画を策定 (県・市共同) 熊本地域地下水かん養実験事業 (県・市共同)
9年 2月	白川中流域水田灌水 (11月～H19.3月)
2月	地下水採取量公表 (上位50社)
3月	地下水観測井の水位データのオンライン化
6月	原野地下水かん養実験 (H11まで)(財)熊本地下水基金で実施
7月	不用浄化槽雨水貯留施設転用の補助事業開始
11月	白川中流域水田かん養モデル事業 (財)熊本地下水基金で実施
10年 6月	原野地下水かん養事業 (H12まで実施)
9月	熊本地域地下水かん養水質調査事業 (県・市共同)
11年 4月	節水及び雨水利用促進モデル事業開始 (H12まで実施)
12月	白川中流域水田利用検討委員会を設置 (H12まで計4回開催)
12年 1月	西原村と「森林整備協定」締結
9月	画図地区の自噴井戸調査及び適正利用指導 (約1,100戸)
11月	矢部町と「森林整備協定」締結

年 月	主 な 事 項
13年 3月	都市活動用水合理化指導事業終了
4月	都市活動用水の使用合理化報告書作成
5月	画図地区の自噴井戸調査及び適正利用指導 (415戸)
11月	白川中流域水田かん養モデル事業開始 (H15 まで実施) 市内の湧水地現況調査 (49箇所、一部は井戸を含む)
14年 6月	地下水保全事業に係る庁内連絡会議を設置 (計3回開催)
10月	県が熊本県水資源対策会議における「白川中流域水田活用」の検討に係る作業部会を設置
11月	白川中流域地下水かん養機能経済評価委員会開催 (計4回)
15年 3月	第8回作業部会で水田湛水実施の基本的方向について合意
4月	白川中流域地下水かん養機能経済評価調査報告書作成
6月	地下水保全事業に係る庁内連絡会議を4月と12月に開催
7月	熊本市地下水量保全プランの基本的方向について発表
8月	白川中流域水田活用連絡協議会が発足 地下水保全の為の経済的手法に関する庁内検討会設置 (計3回開催) 田んぼの学校 in 白川中流域を白川中流域水土里ネット協議会と共催
11月	第2回協議会で水田湛水実施について合意
12月	菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加 白川中流域水田活用シンポジウム開催 (県、市で実行委員会組織) パンフレット「くまもとの豊かな地下水を守るために」(白川中流域の農業と地下水保全)を作成
16年 1月	熊本市地下水量保全プラン (素案)の市民意見募集 大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」締結
2月	大津町、菊陽町新農業推進対策本部員会議で水田湛水の協力依頼 菊陽町の新農業ビジョン集落説明会で水田湛水の協力依頼
3月	熊本市地下水量保全プラン (素案)の市民意見募集の結果公表
5月	雨水貯留タンクを市内の小学校10校に設置 まちづくり戦略計画の戦略1で地下水の保全について掲げる
8月	熊本市地下水量保全プランを策定
10月	白川中流域水田かん養事業 (～10月)
11月	米作り体験実施 (11月まで7回) 田んぼの学校を白川中流域土地改良区協議会と共催 (菊陽町) 「白川中流域発一江津湖行：水でつながる交流ツアー」開催
12月	菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加
17年 1月	地下水かん養施設調査及び建築物基礎工事地下水影響調査
2月	水プランド創造戦略基礎調査
4月	大津町、高森町と「水源かん養林」森林整備協定締結
5月	白川中流域水田活用連絡協議会 熊本地域地下水保全対策調査報告書作成 (県・市共同) 雨水貯留タンク設置の補助事業開始 白川中流域水田かん養事業 (～10月)

5月	米作り体験実施 (11月まで6回)
7月	雨水貯留タンクを市内の小学校10校に設置 第1回白川中流域水田活用連絡協議会開催
9月	地下水かん養施設調査及び建築物基礎工事地下水影響調査(～3月)
10月	田んぼの学校 in 白川中流域 親子わくわく水環境ツアー 菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加 水プランド創造プラン作成プロジェクト会議 (3月まで9回開催)
11月	佐土原地区地理地透調査業務委託
18年 1月	第2回白川中流域水田活用連絡協議会開催
3月	地下水監視システム更新
5月	白川中流域水田かん養事業 (～10月)
6月	米作り体験実施 (11月まで6回)
7月	田んぼの学校 in 白川中流域 (10月と計2回)
10月	雨水貯留タンクを市内の小学校24校に設置
11月	親子わくわく水環境ツアー 菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加
19年 2月	白川中流域水田活用連絡協議会
5月	白川中流域水田かん養事業 (～10月)
6月	米作り体験実施 (11月まで6回)
7月	田んぼの学校 in 白川中流域 (10月と計2回)
10月	雨水貯留タンクを市内の小学校27校に設置
11月	親子わくわく水環境ツアー 菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加
20年 2月	白川中流域水田活用連絡協議会
5月	白川中流域水田かん養事業 (～10月)
6月	田んぼの学校 in 白川中流域 (10月と計2回)
7月	雨水貯留タンクを市内の中学校19校に設置
11月	菊陽町すぎなみフェスタ、大津町からいもフェスティバルに参加
21年 2月	白川中流域水田活用連絡協議会
3月	熊本市地下水保全プランを策定
5月	白川中流域水田かん養事業 (～10月)
6月	田んぼの学校 in 白川中流域 (10月と計2回)
7月	雨水貯留タンクを市内の小学校1校、中学校19校に設置 大津町、西原村、南阿蘇村と「水源かん養林」森林整備協定締結
11月	白川中流域水田活用連絡協議会
22年 2月	白川中流域水田かん養事業 (～10月)
5月	水循環型営農推進協議会 (第2回は翌2月開催)
6月	田んぼの学校 in 白川中流域開催 (10月と計2回)
8月	雨水貯留タンクを市内の小学校11校、中学校4校に設置

23年2月	水循環型営農推進協議会(第2回)
5月	白川中流域水田湛水事業(～10月)
6月	水循環型営農推進協議会(第1回)
10月	田んぼの学校 in 白川中流域開催(田植え体験(まか))
	田んぼの学校 in 白川中流域開催(稲刈り体験(まか))
4年2月	水循環型営農推進協議会(第2回)
5月	白川中流域水田湛水事業(～10月)
6月	水循環型営農推進協議会(第1回)
10月	田んぼの学校 in 白川中流域開催(田植え体験(まか))
	水循環型営農推進協議会(第2回)
	田んぼの学校 in 白川中流域開催(稲刈り体験(まか))
25年2月	水循環型営農推進協議会(第3回)
5月	新規企業水田湛水事業参入調印式
6月	白川中流域水田湛水事業(～10月)
10月	水循環型営農推進協議会(第1回、第2回)
	田んぼの学校 in 白川中流域開催(田植え体験(まか))
	水循環型営農推進協議会(第3回)
11月	田んぼの学校 in 白川中流域開催(稲刈り体験(まか))
26年1月	熊本市水源かん養林整備経費方針の改定
2月	大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」締結(第2次)
3月	水循環型営農推進協議会(第4回)
	第2次熊本市地下水保全プランを策定
5月	雨水貯留タンクを市内の小学校1校に設置
6月	白川中流域水田湛水事業(～10月)
10月	水循環型営農推進協議会(第1回)
	田んぼの学校 in 白川中流域開催(田植え体験(まか))
	田んぼの学校 in 白川中流域開催(稲刈り体験(まか))
27年1月	大津町、西原村、南阿蘇村と「水源かん養林」森林整備協定締結
2月	水循環型営農推進協議会(第2回)
3月	熊本市、大津町、西原村、南阿蘇村4市町村合同植樹祭開催

⑤水質保全の年表

年 月	主 な 事 項
S 48年1月	水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の施行(上乘せ排水基準を設定)
49年5月	水質汚濁防止法施行令第10条(事務の委任)の政令市となる。
57年5月	江津湖の水質調査を開始(5月、8月、11月)
58年10月	地下水汚染実態調査(有機塩素系化合物、環境庁地下水汚染実態調査発表に基づくもの)
59～60年	地下水汚染実態調査
60年7月	水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の

10月	改正(上乘せ排水基準の見直し) 生活雑排水対策モデル地区実践活動(薬器堀川流域366世帯)
61年10月	生活雑排水対策モデル地区実践活動(健軍川流域242世帯)
61～H元年	地下水汚染追跡調査
62年10月	フィンガープリント法による汚染調査
63年7月	地下水質観測井を設置(春竹地区)
10月	地下水質実態調査 汚染井戸の追跡調査
	水質汚濁防止法の改正(有害物質指定)
	定点監視
H元年11月	地下水の砒素汚染の実態調査 阿蘇山の活動による火山灰で白川に大量のへい死魚発生
2年3月	地下水汚染物質除去実験に着手(PCE、春竹地区)
7月	高平台地区地下水汚染調査(TCE、東市共同、H元～H3)
3年1月	東野地区でガソリンによる地下水汚染発生
3月	ガソリン汚染対策班を設置
4月	熊本県地下水質保全条例の施行
4年2月	東野地区でガソリン成分除去に着手
6月	高平台地区で揚水ばっ気処理方式によるTCE除去に着手
9月	高平台地区でガス吸引処理方式に着手
5年5月	高平台地区で活性炭吸着方式に着手
8月	熊本市生活雑排水対策普及推進員制度発足
9月	高平台地区揚水ばっ気処理方式のプラント能力を増強
6年3月	高平台地区のガス吸引処理方式に着手
	西部地域の地下水質調査(砒素・鉛)
7年3月	井芹川上流域(山王橋)が生活雑排水対策重点地域に指定
10月	東部地区の硝酸性窒素水質調査
8年3月	井芹川生活雑排水対策推進計画を策定
9年1月	高平台地区で小型ガス吸引処理方式に着手
2月	廃油石鹸製造装置購入
10月	地下水浄化対策検討委員会
10年2月	地下水浄化対策検討委員会
12月	地下水汚染の光触媒利用浄化新技術実証調査(環境庁)
	清水地区、健軍地区で地下水浄化装置の運転開始
11年10月	旧北部町、河内町地区で硝酸性窒素汚染機構解明調査を開始
11月	熊本城備前堀浄化手法調査を開始 環境ホルモン調査を開始
12年1月	ダイオキシン類対策特別措置法が施行
12月	ダイオキシン類調査を開始
13年2月	西部地域の地下水質調査(ふっ素、ほう素)
12月	地下水浄化対策検討委員会
14年2月	熊本地域硝酸性窒素削減対策会議を設置(熊本県主催)
4月	東野地区MNA検討開始(浄化装置停止)
8月	有明海がんばれサミットが設立

11月	有明池及び八代池を再生するための特別措置法が施行
15年2月	土壌汚染対策法が施行
4月	清水地区地下水浄化を事業者自主浄化に移行
6月	西部地域における地下水のヒ素調査
7月	土壌汚染対策法に係る事業者説明会開催
12月	高平地区地下水浄化を事業者自主浄化に移行
16年1月	地下水浄化対策検討委員会
17年3月	熊本地域硝酸性窒素削減計画が策定される
19年4月	熊本市地下水、土壌及び公共用水域の汚染防止対策指針を策定
8月	有明池沿岸市町推進連絡調整会議設立（がんばれサミット解散） 第1次熊本市硝酸性窒素削減計画策定 西部地域での地下水調査（ヒ素）
20年8月	城東地区でテトラクロロエチレンによる汚染判明、周辺調査
21年4月	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会設置
22年3月	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（5月～計4回）
23年1月	第2次熊本市硝酸性窒素削減計画策定
10月	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（1月～計2回）
24年3月	第2次熊本市硝酸性窒素削減計画改訂（合併による）
9月	春日地区で地下水汚染判明、周辺調査
11月	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（11月～計2回）
25年5月	熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会設置
12月	熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会開催（5月～計5回）
26年3月	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（12月～計2回）
7月	熊本市家畜排せつ物処理施設整備基本計画策定
27年3月	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会開催（7月～計3回） 第3次熊本市硝酸性窒素削減計画策定

⑥水ブランド推進の年表

年 月	主 な 事 項
16年12月	水ブランド創造戦略基礎調査
17年8月	水ブランド創造プラン作成プロジェクト会議（3月まで9回開催）
18年5月	熊本オフィシャルウォーター「熊本水物語」発表、発売
10月	くまもと水ブランド創造シンポジウム2006（地下水保全都市宣言30周年記念）
11月	くまもと水ブランド創造プラン策定
12月	熊本水遺産制度創設 くまもとウォーターライフホームページ開設
19年1月	築城400年祭くまもとウォーターライフ「若水」PRイベント
3月	くまもと水ブランド市民意識等調査 くまもとウォーターライフガイドブック発行 熊本水遺産第1次登録（30件）及びくまもと水ブランドのシンボルマーク発表 熊本水遺産巡り

3月	熊本オフィシャルウォーター「熊本水物語」発売開始
5月	熊本水遺産委員会開催
7月	日本一の地下水都市・熊本市フェア（福岡市・天神）
10月	水守・水検定研究会
20年1月	新春・若水ふるまい
3月	熊本水遺産第2次登録（13件） 「日本一の地下水都市・熊本」ポスター制作
6月	くまもと「水」検定公式テキストブックの発行 第10回日本水大賞グランプリ受賞（東京国立博物館） 「平成の名水百選」（環境省）に水前寺江津湖湧水群と金峰山湧水群が認定。認定証交付式（東京都江東区の清澄庭園大正記念館）
8月	くまもと「水」検定3級試験実施、オープンニングイベント開催
11月	くまもと「水」検定2級試験実施 熊本水遺産めぐり
21年1月	第10回日本水大賞グランプリ受賞記念シンポジウム・同記念パーティー
3月	熊本水遺産第3次登録（17件）
6月	くまもと「水守」登録証交付式・交流会の開催
8月	くまもと「水」検定3級試験実施
11月	くまもと「水」検定3級試験 in 熊本市動植物園開催
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
22年1月	くまもと水守・2010例会開催
7月	くまもと「水」検定3級試験実施
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
23年2月	くまもと水守・2011例会開催
7月	くまもと「水」検定3級試験実施（7～9月）
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
24年1月	熊本水遺産第4次登録（23件）
2月	くまもと水守・2012例会開催
7月	くまもと「水」検定3級試験実施（7～9月）
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
25年2月	くまもと水守・2013例会開催
3月	2013国連“生命の水”最優秀賞受賞（オランダ、ハーグ市）
6月	熊本水遺産第5次登録（9件） くまもと「水」検定公式テキストブック「改定版」発行
8月	くまもと「水」検定3級試験実施（7～9月）
12月	国連“生命の水”最優秀賞受賞記念シンポジウム くまもと「水」検定1級・2級試験実施
26年2月	くまもと水守・2014例会開催
3月	「国際“水フォーラム” in 熊本」開催
7月	くまもと「水」検定3級試験実施（7～9月）
12月	くまもと「水」検定1級・2級試験実施
27年3月	くまもとウォーターライフホームページ英語版コンテンツ追加 くまもと水紀行BD・DVD 英語版パンフレット・リーフレット作成

⑦地下水都市熊本空間創出の年表

年 月	主 な 事 項
21年6月 8月	熊本市まちなかわくわく親水施設ア行イ・テザイ・コンテスト作品募集実施 熊本市まちなかわくわく親水施設ア行イ・テザイ・コンテスト グラブル決定 ・表彰式
10月 11月	地下水都市熊本空間創出整備方針策定 熊本駅西口駅前広場親水施設実施施設設計業務委託着手
22年11月	熊本駅西口駅前広場親水施設完成
23年2月 3月	街なか親水施設完成（祇園橋・明八橋・洗馬橋電停・市役所前） 熊本駅新幹線口ウォーク・アート・親水施設お披露目式開催

熊本市地下水保全条例

制定	昭和52年9月30日	条例第42号
改正	平成3年3月28日	条例第27号
改正	平成19年12月25日	条例第90号
改正	平成21年03月26日	条例第15号
改正	平成25年03月27日	条例第18号

第1章	総則（第1条－第7条）
第2章	地下水の水質の保全（第8条－第10条）
第3章	地下水のかん養（第11条－第14条）
第4章	節水（第15条－第18条）
第5章	地下水の管理（第19条－第24条）
第6章	雑則（第25条－第33条）
第7章	罰則（第34条－第36条）

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、熊本市環境基本条例(昭和63年条例第35号)の趣旨に基づき、市民生活にとってかけがえのない資源である地下水を将来にわたって市民が享受できるように、水質及び水量の両面から地下水の保全を図ることにより飲料水その他市民生活に必要な水を確保し、もって市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 地下水は、雨水が本市及び他の市町村を含む広域的な範囲において、農林業活動等と相まって地下に浸透し、地中ではぐくまれ、流動していくという水循環の中で存在していることを踏まえて、その保全が図られなければならない。

2 地下水は、生活用水、農業用水、工業用水等として社会経済活動を支えている貴重な資源であることにかんがみ、公水(市民共通の財産としての地下水をいう。)との認識の下に、その保全が図られなければならない。

3 地下水の保全は、清れつな水質及び豊富な水量を将来にわたって維持していくものであることを旨として、市、市民及び事業者が、それぞれの責任と役割の下に、水質保全対策、かん養対策、節水対策等を総合的に推進することにより図られなければならない。

(地下水の定義)

第3条 この条例にいう「地下水」には、温泉水(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉、鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを含有する地下水並びに河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項及び第100条第1項に規定する河川の流水であることが明らかかなものは含まないものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民生活及び社会経済活動に支障が生じないようにするための総合的かつ広域的な地下水の保全対策に努めなければならない。

(国及び県その他の公共団体への要請)

第5条 市長は、国及び熊本県(以下「県」という。)その他の公共団体に係る事務について、

この条例の目的達成のため必要と認めるときは、国及び県その他の公共団体に対し、必要な措置をとることを求めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第6条 市民及び事業者は、自ら地下水の保全に努めるとともに、市が行う地下水の保全のための取組に協力しなければならない。

(地下水採取者の責務)

第7条 地下水を採取する者(以下「地下水採取者」という。)は、地下水採取量の縮減に努め、自ら地下水の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が行う地下水の保全のための取組に協力しなければならない。

第2章 地下水の水質の保全

(水質保全)

第8条 市は、市民及び事業者とともに、県及び近隣市町村との連携を図りながら地下水の水質の保全に努めるとする。

(地下水水質保全対策指針)

第9条 市長は、地下水の水質を保全するため、次に掲げる事項を定めた地下水水質保全対策指針を策定し、当該指針の普及に努めるとともに、これに基づき行動を推進するものとする。

(1) 地下水の汚染の防止及び早期発見のための取組に関すること。

(2) 地下水が汚染された区域の監視及び改善に関すること。

(3) 地下水における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度を低減させるための広域的取組に関すること。

(4) 事業者、農業関係団体及び関係行政機関との連携協力に関すること。

2 市民及び事業者は、前項の地下水水質保全対策指針を踏まえて、自ら地下水の水質の保全に努めるとともに、市が行う水質保全対策に協力しなければならない。

(硝酸性窒素等削減対策)

第10条 市長は、地下水における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度の低減を図るため、市民、事業者、農業関係団体及び関係行政機関と連携して、窒素化合物の土壌への過剰な浸透の抑制(次項において「硝酸性窒素等削減対策」という。)に取り組むものとする。

2 農業者は、肥料の適正な使用及び家畜排せつ物の適正な管理に努めるとともに、市が行う硝酸性窒素等削減対策に協力しなければならない。

第3章 地下水のかん養

(地下水かん養対策の推進)

第11条 市は、市民及び事業者とともに、県及び近隣市町村との連携を図りながら地下水のかん養対策を推進するものとする。

(地下水かん養対策指針)

第12条 市長は、地下水のかん養を促進するため、次に掲げる事項を定めた地下水かん養対策指針を策定し、当該指針の普及に努めるとともに、これに基づき行動を推進するものとする。

(1) 地下水のかん養に関する目標値の設定及び当該目標値を達成するための具体的取組に関すること。

(2) 地下水かん養促進地域の指定に関すること。

(3) 事業者、農業関係団体及び関係行政機関との連携協力に関すること。

2 市民及び事業者は、前項の地下水かん養対策指針を踏まえて、自ら地下水のかん養対策に努めるとともに、市が行うかん養対策に協力しなければならない。

(雨水浸透施設の設置)

第13条 次の各号のいずれかに該当する行為をする者は、当該行為を行う土地における雨水の地下浸透が妨げられることを緩和するため、前条第1項の地下水かん養対策指針を踏まえて、当該土地において雨水浸透ます、緑地その他雨水を地下に浸透させるための施設を設置しなければならない。ただし、急傾斜地、低湿地等雨水を地下に浸透させることが不適当な地域を除くものとする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に定める開発行為
(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に定める建築物(屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。))に限る。)の建築
(大規模採取者の地下水かん養対策)

第14条 地下水採取者のうち規則で定める者(以下「大規模採取者」という。)は、第12条第1項の地下水かん養対策指針を踏まえて、近隣市町村の区域も含めた地域における地下水かん養対策に努めなければならない。

2 大規模採取者は、前項のかん養対策の取組の状況について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告の内容について、規則で定めるところにより公表するものとする。

第4章 節水 (節水型社会の形成)

第15条 市は、節水意識の啓発に努め、市民及び事業者とともに節水及び水の有効利用を促進し、節水型社会の形成を推進するものとする。

第16条 市長は、節水型社会の形成を促進するため、次に掲げる事項を定めた節水対策指針を策定し、当該指針の普及に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(1) 節水に関する目標値の設定及び当該目標値を達成するための具体的取組に関すること。
(2) 節水に関する市民運動及び節水教育の推進に関すること。
(3) 節水型機器の推奨及び利用の促進に関すること。

2 市民及び事業者は、前項の節水対策指針を踏まえて、自ら節水及び水の有効利用に努めるとともに、市が行う節水対策に協力しなければならない。
(建築時の配慮)

第17条 建築物の建築(給水設備の新設、増設又は変更を伴うものに限る。)をする者は、前条第1項の節水対策指針を踏まえて、当該建築物において、節水に配慮した給水設備を設置しなければならない。
(大規模採取者の節水対策)

第18条 大規模採取者は、規則で定めるところにより節水計画を作成し、市長に提出するとともに、その内容を誠実に実施しなければならない。

2 大規模採取者は、前項の節水計画の実施の状況について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告の内容について、規則で定めるところにより公表するものとする。

第5章 地下水の管理 (地下水の常時監視)

第19条 市長は、地下水の水質及び水量の状況を常時監視しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき常時監視を行うため必要があると認めるときは、井戸の設置者に対し、協力を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による常時監視の結果に基づき、地下水の水質及び水量の状況を定期又は臨時に公表するものとする。

(緊急時の措置)

第20条 市長は、有害物質(カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものをいう。)、毒物(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物をいう。))その他の物質(以下これを「汚染原因」という。))により地下水が汚染され、又は汚染されるおそれ明らかであり、速やかに汚染原因の除去その他の措置を講じなければ市民生活に重大な支障が生じると認めるときは、地下水の保全のため必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講ずるため必要限度において、地下水を汚染させ、又は汚染させるおそれがある者に対し、汚染原因の除去その他必要な措置をとるよう命ずることができ、

3 市長は、第1項の規定による措置を講ずるときは、地下水の汚染の状況その他必要な情報を速やかに公表するものとする。

4 市長は、第1項の規定により措置を講じたときは、地下水を汚染させ、又は汚染させるおそれがある者に対し、当該措置に要した費用の全部又は一部を請求することができる。
(過剰な採取の抑制)

第21条 地下水採取者は、使用の用途に必要な量を著しく超えて採取をする等地下水の過剰な採取をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した地下水採取者に対し、地下水の採取量の縮減、地下水の有効利用その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。
(地下水利用管理者)

第22条 地下水採取者のうち規則で定める者は、地下水の合理的な利用を図るため、地下水利用管理者を選任しなければならない。

2 地下水利用管理者の職務は、規則で定める。

(地下水における地下水への影響防止)

第23条 建築工事等において地下水(杭打ち工事その他の工事で規則で定めるものをいう。)を行う者は、地下水の水質又は水量の保全に影響を及ぼさないよう措置を講じなければならない。

2 深さが10メートルを超える地下水工事を行うとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長に届けなければならない。
(水道水源周辺工事の事前協議)

第24条 市の水道事業における水道の水源となる井戸から規則で定める距離の範囲内で、水道事業の管理者が別に定める地域において地下水工事を行うとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ水道事業の管理者と協議しなければならない。

第6章 雑則

(立入調査等)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員又は市長が委任した者(以下「職員等」という。)に他人の土地又は建物に立ち入り、地下水又は土壌の状況に関

する調査又は検査（以下「調査等」という。）をさせることができる。

2 前項の規定により調査等を行う職員等は、立入りの際、あらかじめその旨を土地の占有者に告げなければならない。

3 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、第1項の規定による立入りをしてはならない。

4 第1項の規定により調査等を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 市は、第1項の規定による立入りにより損失が生じた場合は、その損失を受けた者に対して、これを補償しなければならない。

6 土地の占有者は、正当な理由がなければ第1項の規定による調査等を拒み、又は妨げはならない。

（報告の徴収及び助言等）

第26条 市長は、地下水を保全するため必要があるときは、地下水採取者、地下水を利用する者及び地下水に影響を与え、又は与えようとする者に対し、地下水の保全のための措置の状況その他必要な事項に関し、報告を求め、若しくは指導することができる。

（違反者等の氏名等の公表）

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名等を公表することができる。

(1) 第18条第1項の節水計画を作成せず、若しくは提出せず、又は実施しない者

(2) 第18条第2項の規定による報告をしない者

(3) 第20条第2項及び第21条第3項の規定による命令を受けた者

(4) 第23条第2項の規定による届出をしない者

(5) 前条の規定による指導を受け、正当な理由がなくその指導に従わない者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

（援助）

第28条 市は、地下水の保全を図るために必要な設備の設置又は改善を行う者に対して、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

（表彰）

第29条 市長は、地下水の保全に関し、顕著な功績があった者又は団体を表彰することができる。

2 前項の規定による表彰に係る選定基準その他必要な事項は、市長が別に定める。

（熊本市地下水浄化対策検討委員会の設置）

第30条 地下水が汚染された区域の監視及び改善に関する重要な事項について調査審議するため、熊本市地下水浄化対策検討委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、5人以内とし、市長が委嘱する。

3 委員会の委員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。（熊本市硝酸性窒素対策検討委員会の設置）

第31条 硝酸性窒素等削減対策に関する重要な事項について調査審議するため、熊本市硝酸性窒素対策検討委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、6人以内とし、市長が委嘱する。

3 委員会の委員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（熊本市家畜排泄物適正処理検討委員会の設置）

第32条 家畜排泄物適正処理検討委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は10人以内とし、市長が委嘱する。

3 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。（委任）

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第34条 第20条第2項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第3項の規定による命令に違反した者

(2) 第25条第6項の規定に違反した者

(3) 第26条の規定による報告を求められて、これを拒み、又は虚偽の報告をした者

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 （略）

3 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に生じた事由であつてこの条例による改正前の熊本市地下水保全条例（以下「旧条例」という。）第22条第2項又は第23条第2項の規定により届け出なければならないとされているものに係る届出（旧条例第22条第2項の規定による届出にあつては、地下水利用管理者の変更に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

3 （略）

4 （略）

5 （略）

熊本市地下水保全条例施行規則

全面改正 平成 3 年 3 月 28 日 規則第 45 号
全面改正 平成 20 年 3 月 31 日 規則第 42 号
全面改正 平成 25 年 3 月 29 日 規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市地下水保全条例（平成 25 年条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「井戸」とは、揚水設備（動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計をいう。）が 6 平方センチメートルを超えるものをいう。）を備えた井戸及び自噴井戸（動力を用いずに地下水を採取する井戸で、吐出口の断面積が 19 平方センチメートルを超えるものをいう。）をいう。

(大規模採取者の地下水かん養対策)

第 3 条 条例第 14 条第 1 項の規則で定める者は、一の年度における地下水採取量（同一敷地に 2 以上の井戸を有するときは、それぞれの地下水採取量を合計した量とする。以下同じ。）が 30,000 立方メートルを超える者（専ら農業のために利用する者を除く。）とする。

第 4 条 条例第 14 条第 2 項の規定による報告は、地下水のかん養対策の取組状況報告書（様式第 1 号）により、前年度の取組の状況に係る報告について、毎年 4 月 30 日までに行わなければならない。

第 5 条 条例第 14 条第 3 項の規定により公表する報告の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地下水採取者の氏名又は名称
- (2) 井戸の所在地
- (3) 地下水の用途
- (4) 地下水採取量
- (5) かん養対策の取組の状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(大規模採取者の節水対策)

第 6 条 条例第 18 条第 1 項の節水計画は、節水計画書（様式第 2 号）により、年度ごとに作成し、当該年度の 4 月 30 日までに提出しなければならない。

第 7 条 条例第 18 条第 2 項の規定による報告は、節水計画の実施状況報告書（様式第 3 号）により、前年度の実施の状況に係る報告について、毎年 4 月 30 日までに行わなければならない。

第 8 条 条例第 18 条第 3 項の規定により公表する報告の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地下水採取者の氏名又は名称
- (2) 井戸の所在地
- (3) 地下水の用途
- (4) 地下水採取量
- (5) 節水計画の実施の状況
- (6) 水の循環率

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(有害物質の種類)

第 5 条 条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める物質は、次に掲げるとおりとする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 六価クロム化合物
- (6) ひ素及びその化合物
- (7) 水銀及びその化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1, 2-ジクロロエタン
- (14) 1, 1-ジクロロエチレン
- (15) シス-1, 2-ジクロロエチレン
- (16) 1, 1, 1-トリクロロエタン
- (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン
- (18) 1, 3-ジクロロプロペン
- (19) チウラム
- (20) シマジン
- (21) チオベンカルブ
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物

(地下水利用管理者)

第 6 条 条例第 22 条第 1 項の規則で定める者は、一の年度における地下水採取量が 30,000 立方メートルを超える者（専ら農業のために利用する者を除く。）とする。

第 7 条 地下水利用管理者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地下水採取量の把握
- (2) 地下水の節水、利用の合理化及び利用方法の改善
- (3) 市が行う地下水保全対策への協力

(地下水工事の種類)

第 7 条 条例第 23 条第 1 項に規定する規則で定める工事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 杭打ち工事
- (2) 地盤改良工事
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、地下水の水質又は水量の保全に影響を及ぼすおそれがあるとして市長が必要と認める工事

(地下水工事の届出)

第 8 条 条例第 23 条第 2 項の規定による届出は、地下水工事届出書（様式第 4 号）により地

いう。)の委員(以下この条において「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地下水の保全に関する識見を有する者
- (2) 農業に関する識見を有する者
- (3) 農業関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の構成等)

第18条 条例第32条第1項の熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の委員(以下この条において「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地下水の保全に関する識見を有する者
- (2) 農業に関する識見を有する者
- (3) 農業関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(熊本市地下水浄化対策検討委員会に関する規定の準用)

第19条 第14条から第16条までの規定は、熊本市硝酸性窒素対策検討委員会及び熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の会長、会議及び庶務について準用する。
(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

下工事着工予定日前30日までにに行わなければならない。

2 前項の地下水事届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 工事の場所を明らかにする図書
- (2) 工事の内容を明らかにする図書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(水源からの距離)

第9条 条例第24条の規則で定める距離は、井戸の中心からおおむね半径500メートルとする。
(地下水の事前協議)

第10条 条例第24条の規定による協議は、水源地周辺工事事前協議書(様式第5号)により行うものとする。

2 第8条第2項の規定は、前項の協議をする場合について準用する。
(身分証明書)

第11条 条例第25条第4項の証明書は、地下水保全立入調査員証(様式第6号)によるものとする。
(公表)

第12条 条例第27条の規定による公表は、次に掲げる事項について市公報に登載して行うほか、市長が必要と認める手段により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名)
- (2) 条例第27条第1項第1号、第2号又は第4号にあっては、作成、提出等に係る義務を履行しない事実

(3) 条例第27条第3号又は第5号にあっては、命令若しくは指導の内容
容又は当該命令若しくは指導に従わない事実
(熊本市地下水浄化対策検討委員会の構成等)

第13条 条例第30条第1項の熊本市地下水浄化対策検討委員会(次条から第16条までにおいて「委員会」という。)の委員(以下この条から第15条までにおいて「委員」という。)は、地下水が汚染された区域の監視及び改善に関する識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(委員会の会長)

第14条 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
(委員会の会議)

第15条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
(委員会の庶務)

第16条 委員会の庶務は、環境保全局環境保全部水保全課において処理する。

(熊本市硝酸性窒素対策検討委員会の構成等)

第17条 条例第31条第1項の熊本市硝酸性窒素対策検討委員会(以下この「委員会」と

資料3

水質環境基準

(平成26年11月17日改正施行)

公共用水域、地下水における人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値(※1)
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと(※2)
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと(※2)
PCB	検出されないこと(※2)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下(※3)
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下(※3)
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下(※4)
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

※1 基準値は、測定結果の年間平均値とする。ただし全シアンについては、最高値とする。

※2 「検出されないこと」とは、それぞれの測定方法においてその結果が定量限界を下回る

ことをいう。

(シアン化合物：0.1mg/L未滿、アルキル水銀化合物及びPCB：0.005mg/L未滿)

※3 地下水のみの項目

※4 公共用水域のみの項目

河川的生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性(例)	基準値				
		pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
A A	自然探勝等の環境保全	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	50以下
A	ヤマメ、イワナ等の水産物	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下
B	サケ科魚類、アユ等の水産物	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	5,000以下
C	コイ、フナ等の水産物	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
D	農業用水	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	—
E	国民の日常生活(沿岸の散歩等)で不快感を生じない限度	6.0以上 8.5以下	10以下	—	2以上	—

(基準値：日間平均値)

海域的生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性(例)	基準値				
		pH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	有機物抽出物 (mg/L)
A	マダイ、ブリ、ワカメ等の水産物	7.8以上 8.3以下	2以下	7.5以上	1,000以下	検出されないこと
B	ボラ、ノリ等の水産物	7.8以上 8.3以下	3以下	5以上	—	検出されないこと
C	国民の日常生活(沿岸の散歩等)で不快感を生じない限度	7.0以上 8.3以下	8以下	2以上	—	—

(基準値：日間平均値)

水質調査に関する用語説明

- **人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）**
 水質汚濁に係わる環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準に定められているのは、カドミウム、鉛など重金属5項目、ヒ素、セレンの非鉄金属2項目、PCB、トリクロエチレンなど有機塩素系化合物11項目、チウラムなど農薬3項目、全シアン、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素、ふっ素、1,4-ジオキサンの計27項目があります。これらの物質には慢性あるいは急性毒性があり、人の健康を阻害する物質です。
 なお、トリクロエチレンなどの有機塩素系化合物については、地中に浸透しやすいなどの特性から地下水汚染の原因物質として懸念される物質です。
- **生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）**
 水質汚濁に係わる環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準に定められているのは、河川では、 $pH \cdot BOD \cdot SS \cdot DO \cdot$ 大腸菌群数となっています。海域では、 $pH \cdot COD \cdot DO \cdot$ 大腸菌群数・ノルマルヘキサン抽出物となっています。
- **水素イオン指数（pH）**
 水溶液中の水素イオン濃度を示し、 $pH = -\log [H^+]$ で表される酸・アルカリ性の指標です。温泉などの特殊な例を除いて、河水水などはpH7付近の中性です。水道水として望ましい水質はpH6.5から8.5までの範囲です。
- **溶存酸素（DO）**
 水中に溶けている酸素量のことです。水の浄化作用や水中の生物に不可欠なものです。きれいな水ほど酸素が多く含まれています。
- **生物学的酸素要求量（BOD）**
 河水水の中や海水中の有機物等の汚濁物質を微生物が分解するときに必要な酸素量のことです。この数値が大きくなればその水の中には汚染物質が多く、水が汚れていることを意味します。
- **化学的酸素要求量（COD）**
 河水水の中や海水中の有機物等の汚濁物質を化学的に酸化するとき必要な酸素量のことです。BOD同様の数値が大きくなれば、その水の中には汚染物質が多く、水が汚れていることを意味します。
- **浮遊物質（SS）**
 水中に浮遊している粒子で径が2mm以下のものをいいます。この数値が大きいほど水中に浮遊物質が多く水が汚濁されていることを示しています。
- **大腸菌群数**
 大腸菌が存在することは、人間や家畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものです。単位として例えば $7.8E+004$ を用いますが、これは100mLあたり78,000 (7.8×10^4)の大腸菌がいることを表しています。

資料5

全庁的な水保全対策事業実績一覧

1 地下水需用の適正な把握

事業名	事業内容	担当課	決算額(千円)
地下水採取量調査	条例に基づく地下水採取量調査 2,614件 用途別水使用量調査 井戸掘削等の届出の遵守及び節水の指導	水保全課	4,122

2 広報啓発

事業名	事業内容	担当課	決算額(千円)
くまもと環境フェア	くまもと環境フェア2014において水環境ブースを設け、節水や水環境についての啓発 5/17・18 動植物園		-
節水啓発	年間を通して節水市民運動を展開する中で、特に7月と8月は夏季の節水重点期間として節水を呼びかけた。 人通りの多い中心街や動植物園、各種おまつり等での節水イベントの開催及びテレビ・ラジオ・情報誌等での広報啓発。 「わくわく節水キャンペーン」による節水の呼びかけも実施した。 わくわく節水倶楽部会報誌「sessui」配布。 節水ハンドブック配布。 啓発グッズ(コップ、シール、カレンダー等)配布。	水保全課	10,202
節水器具普及	「夏季の節水重点期間」中に市庁舎及び各区役所、各総合出張所等において器具のサンプルを展示。また、節水器具普及協力店(25店舗)による節水器具コーナー設置の協力。 節水コマの無料配布。		
節水チャレンジ小学校	小学生の地下水や節水に対する理解を深め、学校や家庭での節水を進めるための学習会を実施するとともに節水コマ、節水レバーを設置。(参加校:13校、受講者数:864人)		
わくわく節水実践コンクール	市内の全小中学校が参加する「学校版環境ISOコンクール」の中で取り組まれる節水活動の実践部分を対象に表彰。(参加者数:小学校7校、中学校19校)		
出前講座	自治会・婦人会や学校等のグループを対象に、熊本の地下水に関する内容をテーマにした出前講座を実施。(回数:10回、受講人数:307人)		-
マスメディア	●テレビ番組 ・「ナイトマガジン」(TKU) 7/4 放送 ・「英太郎のかたらんね」(TKU) 8/4、3/10 放送 ・「生活快増倶楽部」(KKT) 3/6 放送 ●テレビCM ・「英太郎のかたらんね」(TKU) 7/7~3/16 毎週月曜15秒放送 ・「テレビタミン」(KKT) 7/7~3/16 毎週月曜15秒放送 ●ラジオ番組 ・「とんでるワイド」(RKK) 7/21~7/25 放送 ・「おはよう熊本市」(CFM) 4/4、4/11、4/18、5/16、6/20、6/27、7/18、9/5、9/12、10/13、10/17、11/14、11/21、12/19、1/16、1/23、2/13、2/20、3/20 ●ラジオCM ・「とんでるワイド」(RKK) 7/11~3/18(計18回)放送 60秒CM ●紙面を使った広報 ・「リビング新聞」7/5 ・「クイッキング」6/25~1/25(計7回) ・「市政だより」 上江津湖散策の参加者を募集します(4月号) 花の水やりにも雨水を利用しましょう(4月号) 「水源の森づくりボランティア育成講座」第5期生受講者募集(5月号) 第7回くまもと「水」検定3級試験(7月号) 夏季の節水重点期間について(7月号) 親子で楽しむ地下水学習バスツアー第一弾(7月号) 節水器具で手軽に節水(8月号) くまもと「水」検定1・2級試験受付開始(9月号) くまもとの水バスツアー<水が育む食糧>(9月号) くまもとの水バスツアー<水の魅力編>(10月号) くまもとの水バスツアー<水が育む食糧>(10月号) 熊本の地下水を守るため、節水市民運動にご協力をお願いします(10月号) 河川等への油流出事故を防ぎましょう!(12月号) くまもとの水バスツアー<春休み編>(2月号) パブリックコメント募集(第3次熊本市酸性窒素削減計画(素案)について)(3月号)	広報課	-
親子環境探検隊	小学生とその保護者を対象にした水辺の生物観察や森の働き等の体験学習の実施 実施回数: 3件 参加者数: 68名		69
環境教室	水環境をテーマにした環境教室の開催 実施回数: 8件 参加者数: 79名	環境総合センター	-
出前講座	生涯学習推進課や公民館・学校からの依頼による水環境をテーマにした出前講座の実施 実施回数: 9件 参加者数: 524名		-
市民環境科学セミナー「熊本市水道の森」創設事業	大人も対象に、水環境をテーマにしたセミナーの実施 実施回数: 1件 参加者数: 4名 熊本市水道創設90周年事業として、林野庁の「法人の森制度」を活用し、水源かん養林の整備実施。 水源かん養林面積:3.04ha		8,989
水道に関する知識の普及啓発事業	地下水の大切さ、水道のしくみや役割等を施設見学・出前講座・イベント等の手法を用いて伝えることで、水道事業や水の有効利用等への理解と協力を促進する。 ・水道施設見学(4,408名) ・水道バスツアー(180名) ・出前講座・水道学習教室等(2,087名) ・水道週間及び水の週間に伴う啓発事業(2,910名) ・節水コマの無料配布(3,950個) ・熊本市主催・協賛イベント等に伴う啓発事業(14,811名) [運営:公財熊本水道サービス公社]	上下水道局経営企画課	20,943
下水道に関する知識の普及啓発事業	下水道のしくみや役割等を施設見学・出前講座・イベント等の手法を用いて伝えることで、下水道事業や水質保全等への理解と協力を促進する。 ・下水道施設見学(1,555名) ・バスツアー(103名) ・出前講座・下水道教室等(1,642名) ・下水道いろいろコンクール(674作品) ・下水道の日に伴う啓発(639名) ・熊本市主催イベント等に伴う啓発事業(6,179名) [運営:公財熊本下水道技術センター]		13,691
水の科学館の運営	地下水、水道、下水道について関心を持っていただくための体験型学習施設。 ・空の国~地下の国~大地の国~つながりの国(上下水道をバーチャル体験)~海の国 ・くまもと水再発見 ・水の実験室わくわく ・各種イベント 年間来館者数 111,268名 [指定管理者:熊本市の科学館運営共同企業体]		37,968
上下水道局広報業務委託	地下水・水道・下水道に関する情報を提供し、上下水道事業への理解と協力を促進するとともに水に関する知識、水の有効利用や水質保全に関する啓発を図る。 ・新聞、地域広報誌、テレビCM等による広報	上下水道局経営企画課	8,699
白川中流域水田を活用したかん養事業	水道水源である地下水の保全のため、熊本市が実施する「白川中流域水田を活用したかん養事業」に参画し、事業費の一部を負担。 推定かん養量595万m ³		20,573
健康水源池一般開放	「水の週間」を契機に水資源の貴重さやライフラインの重要性に関する市民の理解と関心を高めるとともに、健康水源池の見学を通して、本市の安心・安全な水道事業及び地下水100%の水道水についてPRを行う。 ・来場者184名		998
くまもと地下水財団への参画	水道水源である地下水を保全するため、また熊本地域における地下水保全に向けた取組みの連携強化のために、くまもと地下水財団の活動に参画している。	上下水道局経営企画課	24,441

3 地下水の合理的利用

事業名	事業内容	担当課	決算額(千円)
熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金	熊本市中小企業融資制度の中の1制度である、「熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金」は融資要件を満たす市内中小企業者が地下水使用の合理化を図る施設・設備の設置や改善等を要する資金の円滑な融資を図ることを目的としている。	産業政策課	-

4 雨水等の有効利用

事業名	事業内容	担当課	決算額(千円)
雨水貯留施設設置	不用になった浄化槽を雨水貯留槽に転用、又は新たに雨水貯留タンクを設置し雨水の有効利用を図る者へ補助金を交付。 雨水貯留槽:3基(累計:240基) 雨水貯留タンク:28基(累計:630基)	水保全課	1,029
雨水利用推進	地下水についての学習教材に活用するため、雨水貯留タンクを市内の全市立小中学校に設置(平成15~22年度)新設校(田迎西小学校)1校に設置(平成25年度)		106
雨水利用設備	雨水を利用したろ過タンクを設置 ・トイレの洗浄水・植物への散水に利用	医療政策課	-
雨水の利用	雨水を利用した中水道システムを設置し、トイレの洗浄水に利用 雨水利用率:99.7%	環境総合センター	-
トイレ・散水等への雨水利用	トイレ・散水等への雨水利用	文化振興課(熊本市現代美術館)	-
中水道システム	雨水を利用した中水道システムを設置し、トイレの洗浄用に利用	五福まちづくり交流室	74
中水道システム	雨水を利用した中水ろ過装置し、トイレの洗浄水、花壇への散水に利用	西区役所総務企画課	-
雨水利用中水道システム	熊本市水の科学館に雨水を利用した中水道システムを設置し、トイレの洗浄水や中池・外池の水等に利用している。 雨水利用率100% [指定管理者:熊本市水の科学館運営共同企業体]	上下水道局経営企画課	-
雨水の利用中水道システム	雨水を利用した中水道システムを設置し、トイレの洗浄水・清掃用水、樹木、花壇の散水に利用。 平成26年度の雨水利用量は341㎡、利用率は97.4%(多雨)であった。	上下水道局西部上下水道センター	-
浄化センター処理水の活用	平成26年度実績 石塘堰土地改良区へ継続供給(7,074,992㎡/年) 西部3団体への供給(717,366㎡/年)		-
浄化センター内での処理水活用	浄化センターでの処理水の各種活用(ポンプ場、沈砂洗浄、消泡用水等) 中部浄化センター 1,407,988㎡/年 東部浄化センター 1,096,778㎡/年 南部浄化センター 59,646㎡/年 西部浄化センター 117,817㎡/年 城南町浄化センター 10,153㎡/年	上下水道局計画調整課	-

5 地下水の適正な管理

事業名	事業内容	担当課	決算額(千円)
地下水監視	平成17年度に地下水監視システムを更新し、熊本市内33本の観測井を管理している。 また、観測井30本に情報処理装置を設置し、地下水位情報をリアルタイムで管理している。	水保全課	6,377
地盤沈下観測	西部地区を中心に、昭和54年度より1級水準観測を開始し、沈下量の沈静化傾向が見られた平成18年度を以て終了した。		-
調査研究	環境基準未設定化学物質(農業等)の分析法の検討		2,089
地下水質調査	地下水の水質検査 ・水質汚濁防止法に基づく水質検査 ・地下水汚染の未然防止を目的とした要監視項目等の実態調査 ・浄化対策に係る水質調査 ・廃棄物埋立地浸出水及び周辺環境調査	環境総合センター	2,949
公共用水域等水質調査	公共用水域等の水質調査 ・河川水、工場・事業場排水等、関係課からの依頼に基づく検査 ・公共用水域等監視に係る水質検査 ・廃棄物埋立地浸出水及び周辺環境調査		2,906
地下水及び地盤沈下観測業務委託	地下水位観測井54箇所の地下水位及び地盤沈下計5箇所の観測を実施	上下水道局水運用課	6,226

6 地下水のかん養

事業名	事業内容	担当課	決算額(千円)
水源かん養林整備	平成26年度からの水源かん養林整備5カ年計画では、白川の水源地域である上流域の南阿蘇村所有原野において約22ヘクタールの広葉樹造林を実施。また、地下水かん養区域内の大江町所有原野において約13ヘクタール、西原村所有原野においては約41ヘクタールの広葉樹造林を実施し、合計約76ヘクタールの「水源かん養林」を造林し、水源かん養機能の高度な発揮を図る。 平成26年度実績 ・下刈 124.37 ha ・間伐 18.10 ha ・新植 12.87 ha ・作業道補修 3,818 m	水保全課	73,150
ビニールハウス雨水浸透施設補助	ビニールハウスに降った雨の流出を抑制し、地下に浸透させるための施設設置補助金を交付。 平成26年度実績：16基 累計：783基		1,555
白川中流域かん養推進	白川中流域の水田を活用した地下水かん養事業 平成26年度実績 ・協力農家数 401戸 ・1ヶ月述べ面積 441 ha・月 ・推計かん養量 1,324 万m ³ ・助成金額 45,720 千円		45,765
公共地緑化経費	小・中学校、公共施設等の植栽及び補植等の実施 街路花壇への花苗植栽及び管理、公共施設・自治会等への花苗配布の実績	環境共生課	31,534
民有地緑化支援経費	家庭緑化 ・記念樹配布、家庭の森づくり補助、緑の街並みづくり補助の実施 工場・事業所緑化 ・開発等における緑化協議、事業所の森づくり補助の実施		4,662
金峰山等森林管理経費	造林地の適正な管理を行うため、下刈り・保育間伐・枝打ち等を実施		11,212
流出抑制施設指導	開発許可を要する計画について雨水浸透柵の設置を指導 (雨水浸透マンホール：211基)	開発景観課	-
雨水浸透柵設置助成事業	雨水流出抑制及び地下水涵養のため、雨水浸透柵の設置者に補助金を交付し、設置の促進を図る。 平成26年度実績：申請数127件 292基の設置補助	河川課	4,313
雨水浸透層	池田2丁目東公園トイレ新築工事 雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透層 1箇所)		81
雨水浸透層	武蔵ヶ丘西公園トイレ新築工事 雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透層 1箇所)		81
雨水浸透柵	武蔵小学校児童育成クラブ新築その他工事 雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透柵 4箇所)		140
雨水浸透柵	千原台高等学校部屋その他増築工事 雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透柵 6箇所)		182
雨水浸透柵	城南総合スポーツセンター体育館新築その他工事 雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透柵 42箇所)		896
雨水浸透柵	託麻北小学校児童育成クラブ新築その他工事 雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透柵 6箇所)		210
①透水性舗装 ②雨水浸透柵	第78分団消防機械倉庫新築工事 ①透水性アスファルト舗装の実施(透水性アスファルト舗装86.8㎡) ②雨水流出抑制及び地下水かん養のため(雨水浸透柵 2箇所)		①477 ②42
雨水浸透柵	5号街区公園トイレ新築工事 雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透柵 1箇所)		81
雨水浸透柵	高平年神公園トイレ新築工事 雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透柵 1箇所)		81
雨水浸透層	浜口公園トイレ新築工事 雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透層 1箇所)		81
雨水浸透層	新田原坂資料館新築その他工事 雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透層 1箇所)	営繕課	35
①透水性舗装 ②雨水浸透柵	(仮称)熊本市桜木東地域コミュニティセンター建設工事 ①透水性アスファルト舗装の実施(透水性アスファルト舗装 95.5㎡) ②雨水流出抑制及び地下水かん養のため(雨水浸透柵 10箇所)		①525 ②210
①透水性舗装 ②雨水浸透柵	(仮称)熊本市田迎地域コミュニティセンター増築及び改修工事 ①透水性アスファルト舗装の実施(透水性アスファルト舗装 230㎡) ②雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透柵 4箇所)		①1,265 ②140
①透水性舗装 ②雨水浸透柵	都市計画事業 南部浄化センター脱水汚泥貯留施設増設建築工事(69工区) ①透水性アスファルト舗装の実施(透水性アスファルト舗装 197㎡) ②雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透柵 2箇所)		①1,083 ②70
雨水浸透柵	田原スポーツ公園トイレ新築その他工事 雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透柵 2箇所)		70
①透水性舗装 ②雨水浸透層	(仮称)熊本市杉上地域コミュニティセンター建設工事 ①透水性アスファルト舗装の実施(透水性アスファルト舗装 121㎡) ②雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透柵 12箇所)		①665 ②420
雨水浸透柵	壺川小学校水泳プール築造工事 雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透柵 5箇所)		175
雨水浸透柵	三賢堂屋根その他改修及び屋外トイレ新築工事 雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透柵 2箇所)		70
①透水性舗装 ②雨水浸透柵	植木公民館大和分館改修工事 ①透水性アスファルト舗装の実施(透水性アスファルト舗装 329㎡) ②雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透柵 1箇所)		①1,809 ②35
①透水性舗装 ②雨水浸透柵	東部土木センター移転増築工事 ①透水性アスファルト舗装の実施(透水性アスファルト舗装 362㎡) ②雨水流出抑制及び地下水かん養のため設置(雨水浸透柵 24箇所)		①1,991 ②840
透水性舗装	透水性アスファルト舗装の実施 楠団地第3期21号棟建築工事 透水性アスファルト舗装面積:2,130㎡	住宅課	7,910
白川中流域水田を活用したかん養事業	水道水源である地下水の保全のため、熊本市が実施する「白川中流域水田を活用したかん養事業」に参画し、事業費の一部を負担。 推定かん養量 595万m ³	上下水道局 経営企画課	20,573

7 水質の保全

事業名	事業内容	担当課	決算額(千円)
地下水質監視	水質汚濁防止法に基づく地下水の水質監視	水保全課	1,969
公共用水域水質監視	水質汚濁防止法に基づく河川・海域の水質監視		2,358
化学物質汚染調査	ダイオキシン類の環境濃度調査 ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく公共用水域(河川・海域)の水質・底質、地下水質及び土壌中のダイオキシン類濃度の測定 ・環境ホルモンの環境濃度調査 公共用水域(河川)の環境ホルモン濃度の測定		2,117
地下水浄化対策	揮発性有機化合物等による地下水汚染が現存している11地区において、汚染の原因や濃度などに応じて、汚染原因者又は行政による浄化や監視などの対策を実施		1,884
硝酸性窒素削減対策	熊本市硝酸性窒素対策検討委員会及び熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の開催や、市東部地域における家畜排せつ物処理施設整備に関する測量調査・地質調査		14,270
水質汚濁規制	水質汚濁防止法、熊本県地下水保全条例、熊本県生活環境の保全等に関する条例対象事業場への立入検査及び指導。 公共用水域での水質事故等への緊急対応、啓発活動での未然防止		600
地下水質調査	地下水の水質検査 ・水質汚濁防止法に基づく水質検査 ・地下水汚染の未然防止を目的とした要監視項目等の実態調査 ・浄化対策に係る水質調査 ・廃棄物埋立地浸出水及び周辺環境調査	環境総合センター	2,949
公共用水域等水質調査	公共用水域等の水質調査 ・河川水、海水、工場・事業場排水等、関係課からの依頼に基づく検査 ・公共用水域等監視に係る水質検査 ・廃棄物埋立地浸出水及び周辺環境調査		2,906
合併処理浄化槽整備費事業	下水道事業計画区域外において、小型合併処理浄化槽を設置する市民に対し、補助金を交付し、生活排水の適正な処理を推進する。 (H26年度実績:235基)	浄化対策課	115,374
環境保全対策	エコファーマー認定の推進など持続性の高い農業生産方式の導入支援 第2次硝酸性窒素削減計画の推進	農商工連携推進課 各区農業振興課	—
環境保全型農業直接支援対策事業	有機農業や減化学肥料栽培の実践に対する補助(国庫補助事業)		1,780
漁業技術指導経費	環境に配慮した海苔加工の指導。 海苔加工排水の適正な処理指導。 ※各漁協で行われる「のり反省会」等の機会を通じて、普及・啓発	水産振興センター	—
公共下水道	下水道整備により、河川への雑排水等の流入を防止するとともに、汚水の地下への浸透による地下水汚染の防止を図る。 (平成26年度末現在) 処理面積 11,374ha 処理人口 645,030人 普及率 87.9%	計画調整課	9,154,099

8 広域的保全体制の確立

事業名	事業内容	担当課	決算額(千円)
広域水保全体制運営	広域的な地下水保全に取り組むため、平成24年4月に設立された「公益財団法人くもと地下水財団」への本市負担金。	水保全課	9,553
くもと地下水財団への参画	水道水源である地下水を保全するため、また熊本地域における地下水保全に向けた取組みの連携強化のために、くもと地下水財団の活動に参画している。	上下水道局 経営企画課	24,441

9 くもと水ブランドの推進

事業名	事業内容	担当課	決算額(千円)
くもと水ブランド事業	くもと「水」検定 熊本水遺産制度 くもと「水守」登録制度 熊本の水パスツアー実施 くもとウォーターライフホームページ管理運営(英語版コンテンツ追加) パンフレット(英語版)等製作 熊本水遺産映像資料「くもと水紀行」ショートムービー作成	水保全課	8,732

資料6

月別降水量記録（熊本地方気象台）

（単位：mm）

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
平成3年	43.5	76.0	209.5	141.5	243.5	722.5	325.0	126.5	117.5	67.0	94.0	56.0	2,222.5
平年比%	72.4	91.2	151.9	97.0	124.6	178.4	81.1	72.9	69.0	84.4	116.6	104.5	111.9
平成4年	48.0	45.0	350.5	105.0	102.5	245.5	151.0	345.0	59.0	14.0	56.5	70.5	1,592.5
平年比%	79.9	54.0	254.2	72.0	52.4	60.6	37.7	198.8	34.6	17.6	70.1	131.5	80.2
平成5年	55.0	71.5	135.0	242.0	147.0	908.0	789.5	440.0	366.0	69.0	72.5	73.5	3,369.0
平年比%	91.5	85.8	97.9	165.9	75.2	224.3	197.0	253.6	214.8	86.9	90.0	137.1	169.7
平成6年	46.0	74.0	46.5	191.5	51.5	221.0	75.5	77.5	6.5	29.0	4.5	97.0	920.5
平年比%	76.5	88.8	33.7	131.3	26.3	54.6	18.8	44.7	3.8	36.5	5.6	181.0	46.4
平成7年	48.5	31.5	70.0	213.0	123.0	248.0	504.0	182.5	315.0	76.5	55.5	8.0	1,875.5
平年比%	80.7	37.8	50.8	146.0	62.9	61.2	125.7	105.2	184.9	96.3	68.9	14.9	94.4
平成8年	58.0	43.5	146.0	109.5	41.0	637.0	247.0	176.5	127.5	40.5	72.5	37.5	1,736.5
平年比%	96.5	52.2	105.9	75.1	21.0	157.3	61.6	101.7	74.8	51.0	90.0	70.0	87.4
平成9年	47.5	52.0	113.5	224.0	164.5	209.5	923.0	220.5	181.0	3.0	174.5	82.0	2,395.0
平年比%	79.0	62.4	82.3	153.5	84.1	51.7	230.3	127.1	106.2	3.8	216.5	153.0	120.6
平成10年	149.0	88.0	107.5	228.5	162.0	653.0	150.5	40.0	116.0	178.5	30.0	2.0	1,905.0
平年比%	247.9	105.6	78.0	157.0	82.9	161.3	37.5	23.1	68.1	224.8	37.2	3.7	96.0
平成11年	19.5	48.0	112.5	67.0	178.5	630.5	231.5	92.0	434.0	30.0	80.5	22.0	1,946.0
平年比%	32.4	57.6	81.6	45.9	91.3	155.7	57.8	53.0	254.7	37.8	99.9	41.0	98.0
平成12年	88.0	49.0	96.0	76.0	250.0	445.5	160.0	148.5	131.5	131.5	192.0	57.5	1,825.5
平年比%	146.4	58.8	69.6	52.4	127.9	110.0	39.9	85.6	77.2	165.6	238.2	107.3	92.0
平成13年	86.0	103.5	80.0	71.0	42.0	526.0	358.0	42.0	187.0	133.0	130.0	40.0	1,798.5
平年比%	141.4	124.8	58.0	48.7	21.5	129.9	89.3	24.2	109.7	167.5	162.5	75.6	90.6
平成14年	52.5	83.0	112.0	162.5	313.5	241.0	181.5	63.0	55.5	72.5	109.0	97.5	1,543.5
平年比%	88.2	99.6	81.2	111.4	160.4	59.5	45.3	36.3	32.6	91.9	136.5	182.8	77.9
平成15年	52.0	58.0	122.0	246.5	176.0	364.0	589.0	362.5	30.5	23.0	193.5	39.0	2,256.0
平年比%	86.5	70.2	88.8	169.0	81.6	90.0	147.0	209.5	17.9	29.0	229.5	72.8	112.5
平成16年	35.0	84.0	113.0	139.0	372.0	121.0	95.5	169.5	328.0	172.0	61.5	114.0	1,804.5
平年比%	58.2	100.8	81.9	95.3	190.3	29.9	23.8	97.7	192.5	216.6	76.3	212.7	90.9
平成17年	48.0	99.5	128.0	92.0	135.0	92.5	365.0	73.0	147.0	41.0	72.5	31.0	1,324.5
平年比%	79.9	119.4	92.8	63.1	69.1	22.8	91.1	42.1	86.3	51.6	90.0	57.8	66.7
平成18年	61.0	117.5	101.5	215.5	213.5	642.0	789.0	427.5	93.5	11.0	81.0	47.5	2,800.5
平年比%	101.5	141.1	73.6	147.7	109.2	158.6	196.9	246.4	54.9	13.9	100.5	88.6	141.0
平成19年	33.5	76.0	104.5	108.5	141.0	184.0	674.5	175.5	80.5	134.5	31.0	67.0	1,810.5
平年比%	55.7	91.2	75.8	74.4	72.1	45.4	168.3	101.2	47.2	169.4	38.5	125.0	91.2
平成20年	136.5	43.5	90.5	115.5	209.5	776.0	204.0	226.5	294.5	62.0	88.5	106.0	2,353.0
平年比%	227.1	52.2	65.67	79.2	107.2	191.7	50.9	130.5	172.8	78.1	109.8	197.8	118.5

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
平成21年	54.5	133.5	144.5	80.0	69.0	246.0	429.0	66.5	34.0	129.5	112.0	67.0	1,565.5
平年比%	90.7	160.3	104.8	54.8	35.3	60.8	107.0	38.3	20.0	163.1	139.0	125.0	78.8
平成22年	47.5	192.0	176.5	225.5	284.5	401.0	362.0	58.0	118.0	85.0	29.0	93.5	2,072.5
平年比%	79.0	230.5	128.0	154.6	145.5	99.0	90.3	33.4	69.2	107.1	36.0	174.4	104.4
平成23年	2.5	39.5	50.5	67.0	125.5	928.5	253.0	384.5	75.5	107.0	88.5	32.5	2,154.5
平年比%	4.2	47.4	36.6	45.9	64.2	229.3	63.1	221.6	44.3	134.8	109.8	60.6	108.5
平成24年	25.5	129.0	200.0	99.0	59.0	698.5	488.5	142.5	111.0	97.0	70.5	89.0	2,209.5
平年比%	42.4	154.9	145.0	67.9	30.2	172.5	121.9	82.1	65.1	120.2	87.5	166.0	111.3
平成25年	45.0	166.5	110.0	164.0	53.5	308.0	118.5	571.0	199.0	109.0	80.0	50.5	1,975.0
平年比%	74.9	199.9	79.8	112.4	27.4	76.1	29.6	329.1	116.8	137.3	99.3	94.2	99.5
平成26年	36.0	120.5	130.0	69.0	135.0	258.5	358.0	213.0	107.0	142.0	62.5	62.5	1,694.0
平年比%	59.9	144.7	94.3	47.3	69.1	63.8	89.3	122.8	62.8	178.8	77.5	116.6	85.3
平年値	60.1	83.3	137.9	145.9	195.5	400.8	173.5	170.4	79.4	80.6	53.6	53.6	1,985.8

（参考）昭和55年から平成2年までの年間降水量

年次	S.55	56	57	58	59	60	61	62	63	H.1	2
年間降水	2,763.0	1,799.0	2,284.5	1,716.0	1,724.5	2,121.0	1,799.5	2,752.5	2,204.0	2,104.5	1,952.5
対平年値	139.1	90.6	115.0	86.4	86.8	106.8	90.6	138.6	111.0	106.0	98.3

注：平年値とは1981年から2010年までの30年間の年間降水量の平均です。

資料7

雨水利用施設の設置例

設置種別	施設名	施設の概要		設置年度
		集水屋根面積 (m ²)	雨水貯水槽 (m ³)	
一般施設	流通情報館	2,000	180	H元
	健康センター平成分室 (旧南保健福祉センター)	800	70	H元
	男女共同参画センターはあもこい	2,344	42	H 2
	熊本市の科学館	2,620	中庭・外構池	H 2
	熊本市国際交流会館	510	510	H 6
	熊本市現代美術館 (びぶれす熊日会館)	5,280	雨水貯留槽 600 雑用水用 500	H14
	西部上下水道センター	400	60	H 6
	北部上下水道センター	700	122	H 7
	子ども文化会館	794	26	H 7
	熊本市環境総合センター	2,127	134	H 7
	健軍文化ホール	1,147	中水ベット 70.5 高架水槽 4	H 7
	南区役所 鮎田総合出張所	2,101	46	H 8
	熊本市食品交流会館	82	100	H 9
	熊本総合屋内プール	6,000	786	H10
熊本市斎場	3,274	100	H11	
市	市営南部中央団地	1,054	71	H12
	市営白藤団地	3,000	150	H13
	養護老人ホーム明飽苑	2,000	35	H13
	熊本市市民病院研究管理棟	1,150	150	H13
	清水総合出張所 (不用浄化槽転用)	320	45	H13
	花園総合出張所 (不用浄化槽転用)	192	20	H13
	龍田出張所 (不用浄化槽転用)	286	30	H14
	幸田総合出張所 (不用浄化槽転用)	109	15	H14
	北部クリューンセンター	2,076	19	H16
	ウエルパルクまもと	732	348	H20
施	北部武道館	0.29*	70 (30)	H20
	学校給食東東共同調理場	0.67*	160 (50)	H16
	健康消防署	1.28*	280 (90)	H18
	市営東町桜団地	0.33*	70 (30)	H19
	市営東町桜北団地	1,559	105	H23
	西区役所 (旧西部市民センター)	2,100	35	H14
	西区役所 (新館)	1,189	99	H23
	森林学習館	不詳	不詳	S59
	くまもと森都心プラザ	1,500	106	H23
	上下水道局庁舎 (本館)	352	250	H25
複合施設	五福小学校・五福まちづくり交流センター	1,370	150	H 3

設置種別	施設名	施設の概要		設置年度	
		集水屋根面積 (m ²)	雨水貯水槽 (m ³)		
複合施設	子どもセンター	1,739	167	H24	
	城南図書館・児童館	857	40	H25	
	養護老人ホーム	1,187	45	H23	
	市	明生園	4,940	250	H 3
		長嶺小学校	5,090	250	H 3
		力合中学校	5,202	250	H 5
		龍田中学校	4,048	250	H 5
		日吉中学校	3,536	500	H 6
		桜木中学校	3,854	500	H 6
		慶徳小学校	1,620	200	H 7
		日吉東小学校	4,376	250	H 7
		桜木東小学校	2,404	500	H10
		千原台高等学校体育館	2,170	300	H14
	関係施設	必由館高等学校	2,200	160	H16
東町小学校 (東部土木センター分含む)		2,67*	560 (230)	H16	
健軍小学校・東町中学校		4,30*	850 (440)	H17	
田迎西小学校		4,035	476	H24	
力合西小学校		4,453	300	H25	
熊本県新庁舎		6,400	2,100	H 9	
熊本県民総合運動公園屋内運動広場		1,613	150	H 9	
熊本勤労者総合福祉センター		5,880	500	H 9	
東稜高校		10,131	300	H元	
県立大学第2運動場		12,000	100	H 6	
民	県立大学環境共生学部棟	4,453	112	H11	
	久留米運送	123	123	H 3	
	九州電力熊本支店	2,238	630	H 4	
	肥後銀行流通団地支店	353	24	H 4	
	(南)北村プレス工業所		6	H11	
	(熊)カネハツ		2	H11	
	(熊)熊本ワイオン	1,760	51	H11	
	(熊)九建		2	H12	
	金峰山中腹・サンギ工業		1.5	H 9	
	雨水貯留施設助成件数(累計)				
雨水貯留槽 240基 (平成9年度～)					
雨水貯留槽 630基 (平成17年度～)					

・ ※敷地面積 (ha)
・ カッコ書きは、浸透量を示す (m³/時)

資料 8

主な行事（平成 26 年度）

月 日	事 項	場 所 等
5/12	上江津湖散策（江津湖フェスタ）（～5/20、計 2 回開催※ 天候により一部中止）	
5/17	くまもと環境フェア 2014（～5/18）	大津町
6/28	田んぼの学校 in 白川中流域（田植え体験）	
6/29	夏季の節水重点期間オープニングパレード	
7/1	くまもと「水」検定 3 級試験実施（～9/30）	
7/6	第 5 回水源の森づくりボランティア育成講座	大津町
8/3	健康水源地一般開放 in 水の週間	
8/24	くまもとの水バスツアー（～3/21、計 6 回開催）	
9/7	第 6 回水源の森づくりボランティア育成講座	南阿蘇村
10/18	田んぼの学校 in 白川中流域（稲刈り体験）	大津町
11/9	第 7 回水源の森づくりボランティア育成講座	大津町
12/7	くまもと「水」検定 1 級・2 級試験実施	
1/13	「水源かん養林」森林整備協定調印式	熊本県庁
2/9	くまもと「水」検定 1 級認定証交付式	
2/28	水源かん養林（100 年の森）4 市町村合同植樹祭 （第 8 回水源の森づくりボランティア育成講座合同開催）	西原村

「水源かん養林」森林整備協定書

熊本市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の13に基づき、熊本県の立会いのもとに水源かん養林造成のための森林整備協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、_____川流域の森林の造成、森林整備の充実等を図ることにより、森林の持つ水源かん養機能及び国土保全機能を高め、もって住民の生活に欠かすことのできない水資源の確保等に資することを目的とする。

（協定区域及び植栽樹種）

第2条 この協定の目的となる区域は、別図に示す乙の_____の区域とする。

2 前項の区域に植栽する樹種は、広葉樹とする。

（森林整備に係る具体的実施方法に関する事項）

第3条 甲及び乙は、前条の区域内において、別に締結する分収造林契約に基づき森林整備を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、前条の分収造林契約に定める期間とする。

（相互住民の交流に関する事項）

第5条 甲及び乙は、相互の住民が交流を深めるための各種行事を行うよう努めるものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の成立の証として本書3通を作成し、甲、乙及び立会人署名押印のうえ、おのおのその1通を保有する

平成 年 月 日

甲 熊本市

乙

立会人 熊本県

【協定概要】

西原村

締結日

平成12年1月13日

造林箇所

阿蘇郡西原村大字宮山字医王寺向721番3

西原村所有の原野

造林面積

57.80ヘクタール（平成11年から平成15年度までの5年間で植栽）

矢部町

締結日

平成12年11月15日

造林箇所

上益城郡矢部町大字御所字戸屋ノ唱新27番1、同字軸の敷新28番1の一部及び新28番2

矢部町所有の原野

造林面積

22.97ヘクタール（平成12年から平成15年度までの4年間で植栽）

大津町

締結日

平成17年1月14日

造林箇所

菊池郡大津町大字矢護川字四ノ尾2903-9番地外160筆

大津町所有の原野

造林面積

50.01ヘクタール（平成16年から平成20年度までの5年間で植栽）

高森町

締結日

平成17年1月14日

造林箇所

阿蘇郡高森町大字色見字阿蘇岳3412番地、3416-103番地及び大字上色見字猫嶽

10-263番地、熊野2760-42番地

高森町所有の原野

造林面積

56.24ヘクタール（平成16年から平成20年度までの5年間で植栽）

「水源かん養林」森林整備協定書

平成 年 月 日
甲 熊本市
乙
立会人 熊本県

熊本市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の13の規定に基づき、熊本県の立会いのもとに水源かん養林造成のための森林整備協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地下水かん養区域内の森林整備の充実等を図ることにより、森林の持つ水源かん養機能を高め、もって住民の生活に欠かすことのできない水資源の確保等に資することを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定の目的となる区域は、別紙区域図に示す乙の_____の区域とする。

（森林整備に関する事項）

第3条 甲及び乙は、前条の区域内において、別に締結する分収造林契約に基づき森林整備を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、前条の分収造林契約に定める期間とする。

（相互住民の交流に関する事項）

第5条 甲及び乙は、相互の住民が交流を深めるための各種行事を行うよう努めるものとする。

（道路の補修）

第6条 第2条に規定する区域外の乙が所有する既存道路について、この協定の締結に必要な補修は、甲の負担において行うものとする。

（財産の帰属等）

第7条 第2条に規定する区域内の工作物（道路等）及び前条の規定により甲が補修を行った道路に係る工作物等は、乙に帰属するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

この協定の成立の証として本書3通を作成し、甲、乙及び立会人署名押印のうえ、各々その1通を保有する

【協定概要】

大津町

締結日 平成21年11月5日
造林箇所 阿蘇郡西原村大字鳥子字俵山3599-3番地
大津町所有の原野
造林面積 52.77ヘクタール（平成21年から平成25年度までの5年間で植栽）

西原村

締結日 平成21年11月5日
造林箇所 阿蘇郡西原村大字河原字大野4332-3番地及び大字宮山字医王寺向721-1番地、721-3番地
西原村所有の原野
造林面積 37.03ヘクタール（平成21年から平成25年度までの5年間で植栽）

南阿蘇村

締結日 平成21年11月5日
造林箇所 阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字實入塚5338-1番地、宇水ノ平2895-1番地及び大字久石字多津山5-1番地
南阿蘇村所有の原野
造林面積 45.03ヘクタール（平成21年から平成25年度までの5年間で植栽）

「水源かん養林」森林整備協定書

平成 年 月 日

甲 熊本市

乙 _____

立会人 熊本県

熊本市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の13の規定に基づき、熊本県の立会いのもとに水源かん養林造成のための森林整備協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地下水かん養区域内の森林整備の充実等を図ることにより、森林の持つ水源かん養機能を高め、もって住民の生活に欠かすことのできない水資源の確保等に資することを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定の目的となる区域は、別紙区域図に示す_____とする。

（森林整備に関する事項）

第3条 甲及び乙は、前条の区域内において、別に締結する分収造林契約に基づき森林整備を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、前条の分収造林契約に定める期間とする。

（相互住民の交流に関する事項）

第5条 甲及び乙は、相互の住民が交流を深めるための各種行事を行うよう努めるものとする。

（道路の補修）

第6条 第2条に規定する区域外の乙が所有する既存道路について、この協定の締結に必要な補修は、甲の負担において行うものとする。

（財産の帰属等）

第7条 第2条に規定する区域内の工作物（道路等）及び前条の規定により甲が補修を行った道路に係る工作物等は、乙に帰属するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

この協定の成立の証として本書3通を作成し、甲、乙及び立会人記名押印のうえ、各々その1通を保有する

【協定概要】

大津町

締結日

平成 27 年 1 月 13 日

造林箇所

阿蘇郡西原村大字鳥子字猿山 3599-1 番地

大津町所有の原野

造林面積

12.64 ヘクタール（平成 26 年から平成 30 年度までの 5 年間で植栽）

西原村

締結日

平成 27 年 1 月 13 日

造林箇所

阿蘇郡西原村大字小森 2183-1 番地及び大字宮山字医王寺向 721-1 番地、721-3 番地

西原村所有の原野

造林面積

41.39 ヘクタール（平成 26 年から平成 30 年度までの 5 年間で植栽）

南阿蘇村

締結日

平成 27 年 1 月 13 日

造林箇所

阿蘇郡南阿蘇村大字久石字赤迫 4411-35 番地及び大字両併字城山 3065-4 番地、

3065-5 番地、及び大字両併字星ヶ峯 1520-1 番地、1520-2 番地、1520-3 番地、

及び大字両併字獄下 1560-1 番地

南阿蘇村所有の原野

造林面積

21.68 ヘクタール（平成 26 年から平成 30 年度までの 5 年間で植栽）

資料 1 2

白川中流域における水田湛水推進に関する協定書

熊本市（以下「甲」という。）と大津町（以下「乙」という。）、菊陽町（以下「丙」という。）、水循環型営農推進協議会会長富永清次（以下「丁」という。）とは、白川中流域における水田湛水等について、熊本県知事を立会人として次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、白川中流域の水田において、丁が営農の一環として農家と連携して推進する水田湛水等の事業（以下「湛水事業」という。）が、熊本市の地下水かん養に多大な貢献を果たすことから、この事業に甲、乙、丙及び丁が協力して取り組み、円滑に推進していくことについて定めるものとする。

（対象区域）

第2条 この協定の対象となる区域は、大津町及び菊陽町に存する白川の堰から取水する農業用水でかんがいされる水田の区域とする。

（実施方法等に関する事項）

第3条 甲は、丁が推進する湛水事業に係る経費について助成するものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、湛水事業の実施方法を、毎年協議のうえ定めるものとする。

（地下水保全の啓発及び住民の交流に関する事項）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、この協定の円滑な実施を図るため、次の事項について協力するものとする。

（1）白川中流域における農業及び農業の果たす地下水かん養の重要性について住民の相互理解を深めること。

（2）大津町、菊陽町及び熊本市の相互の住民及び事業者の交流を促進すること。

（3）環境保全型農業及び農産物の地産地消の普及啓発を図ること。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成16年度から平成25年度までとする。ただし、甲、乙、丙及び丁の協議のうえ延長することができるものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ決定する。

この協定の締結の証として、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び立会人記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成16年1月21日

甲 熊本市手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊本市長

茅山政史 

乙 菊池郡大津町大字大津1233番地

大津町

代表者 大津町長

大村直純 

丙 菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町

代表者 菊陽町長

富永清次 

丁 菊池郡大津町大字陣内1782番地の2

水循環型営農推進協議会

代表者 会長

富永清次 

立会人 熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県知事

潮谷義子 

資料 1 3

白川中流域における水田湛水推進に関する協定書

熊本市（以下「甲」という。）、大津町（以下「乙」という。）、菊陽町（以下「丙」という。）、水循環型営農推進協議会（以下「丁」という。）、白川中流域における水田湛水等について、熊本県知事を立会人として次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、白川中流域の水田において、丁が営農の一環として農家と連携して推進する水田湛水等の事業（以下「湛水事業」という。）が、熊本市の地下水かん養に多大な貢献を果たすことから、湛水事業に甲、乙、丙及び丁が協力して取り組み、円滑に推進していくことについて定めるものとする。

（対象区域）

第2条 この協定の対象となる区域は、大津町及び菊陽町に存する白川の堰から取水する農業用水でかんがいされる大津町、菊陽町及び熊本市の水田の区域とする。

（実施方法等に関する事項）

第3条 甲は、丁が推進する湛水事業に係る経費について助成するものとする。
 第4条 甲、乙、丙及び丁は、湛水事業の実施方法を、毎年丁の総会で協議のうえ定めるものとする。

（地下水保全の啓発及び住民の交流に関する事項）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、湛水事業の円滑な実施を図るため、次の事項について協力するものとする。
 (1) 白川中流域における農業及び農産物の果たす地下水かん養の重要性について住民の相互理解を深めること。
 (2) 大津町、菊陽町及び熊本市の相互の住民の交流を促進すること。
 (3) 環境保全型農業及び農産物の地産地消の普及啓発を図ること。

（事業者等による湛水への取組みに関する事項）

第6条 水田湛水等への取組みの発展を促すため、甲、乙、丙及び丁は、連携して事業者等による参画を支援するものとする。
 第7条 事業者等で湛水事業への参加を希望する者（以下「希望者」という。）があった場合には、前項の規定に基づき丁は、希望者との協定締結に先立ち、甲、乙及び丙に報告するものとする。

第8条 前項の規定による報告があった希望者について、新たに水田湛水箇所を確保することが困難と認められる場合は、甲、乙、丙及び丁で協議の上、既存の水田湛水実施箇所を充当するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成26年度から平成35年度までとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ決定する。

第11条 この協定の締結の証として、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び立会人記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年1月27日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊本市長

山 政 文 市 長


乙 菊池郡大津町大字大津1233番地

大津町

代表者 大津町長

大 津 町 長


丙 菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町

代表者 副町長

井 手 義 隆


丁 菊池郡大津町大字陣内1782番地の2

水循環型営農推進協議会

代表者 会長

後 藤 三 雄


立会人

熊本県知事

南 与 郁 夫
